

○後藤守議長 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き，通告順に発言を許します。

5番深谷渉議員の発言を許します。

〔5番 深谷渉議員 登壇〕

○5番（深谷渉議員） おはようございます。5番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに，本市のブランド化についてでございます。

自治体のイメージを高めるブランド化についてお伺いいたします。

全国的に高齢化と人口減少という難題に直面する中，地方都市では我が町に人を呼び込もうとさまざまな対策が行われております。こうした中，千葉県流山市は，マーケティングの手法を取り入れアピールするプロモーション活動を展開し，働き盛りの30代を中心とした人口増に成功しております。その増加の割合は，つくばエクスプレスが開業した2005年と昨年2013年を比べると，8年間で約1万6,000人増加しております。これはつくばエクスプレス沿線，東京足立区からつくば市まで8市区と比較しても一番多く，総人口増加率が6.1%，そしてターゲットとした30代やゼロ歳から9歳の人口増加が際立っております。

流山市のマーケティング戦略を見てみると，市の特性をもとに流山ブランドを打ち出し施策を立案したのが，エクスプレス開業の前年に設置されたマーケティング課です。課内のメンバー6人のうち3人は民間からの採用でした。流山市のマーケティング課長は，「流山市は税収のうち個人住民税に依存する割合が大きい。それだけ人口減が市政に影響を及ぼしてしまうと，市は危機感を持って取り組んだ」と語っておりました。そして，マーケティングについて売れる仕組みを作る事として，1つ目には自らの強みを知ること，そして2つ目には売り込みの対象を決めること，3つ目には売る手段を考えるという3つの視点を強調しております。

まず，強みについて同市は，市内に森が多く残る上，エクスプレスで都心への利便性が高くなったと分析して，「都心から一番近い森のまち」を将来のイメージに掲げました。売る相手となる対象として，自治体の継続的な発展には子ども世代を含む若年層の人口増が不可欠で，同市は税金を納める能力の高さにも着目し，主に30代から40代の子どもがいる共働き世帯に照準を合わせました。そしてこの世代を呼び込むための手段，つまり具体的な施策を講じました。住みたくなる町をどうアピールするか，同市は市全体のブランドイメージを高める戦略に乗り出しました。その1つが，「母になるなら，流山市」などのキャッチコピーを付けた家族写真の大型ポスターで，首都圏の駅に掲示していきました。専用の公式PRサイトも設け，今年の3月17日からは新たなポスターを展開する予定だそうです。観光地ではなく，自治体そのものをPRするサイトや広告はユニークな発想だと思います。

自治体のイメージを高めるブランド化の動きは全国的に活発になっております。浜松市の「出世の街 浜松」や宇都宮市の「住めば愉快だ宇都宮」，松山市の「いい，加減。まつやま」などが有名で，いずれも自らの特性や強みを吟味し，ブランド化を進めています。自治体の魅力を内外に発信するシティプロモーション，シティセールスを掲げた部局を持つ自治体もこの一，二年

大幅に増えていると聞いております。地域ブランドなどに詳しい東海大学の河井孝仁教授は、「人口減少、高齢化などが進む中、自治体のマーケティングは行政にとって必須だ。顧客である市民に自治体の重要性を認識してもらえ」と述べております。

本市でも第5次総合計画後期基本計画で、重点戦略として「ストップ少子化・若者定住」戦略を掲げ、「子育て上手常陸太田」として市内外にアピールしておりますが、本市のイメージを高めるため、マーケティング手法を取り入れたブランド化についてのご所見をお伺いいたします。また、「子育て上手常陸太田」のサイトを専用PRサイトにして、常陸太田市子育て支援をアピールしてはいかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

2つ目に、消防団についてでございます。

初めに、消防団の処遇改善と整備の充実についてお伺いいたします。近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて認識されております。

消防団は「消防組織法」に基づいた組織で全ての自治体に設置されており、団員は非常勤特別職の地方公務員として、条例により年額報酬や指導手当などが支給されております。火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から現場にかけつけ対応に当たる地域防災のかなめであります。東日本大震災からまもなく3年になりますが、消防団員自らが被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を投じ大きな役割を果たされた姿には、大変頼もしく頭が下がる思いでありました。その一方で、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで198人が殉職し、命がけの職務であることが全国的に改めて認識されました。

しかしその実態は厳しい現状であります。全国的に団員数の減少が顕著になっており、1965年に130万人以上いた団員は、2012年には約87万人に落ち込んでおります。震災被災地のある団員は、地元を守るという使命感とボランティア精神で何とかやっているが、現場の実情は本当に厳しいと胸の内を明かす報道を耳にいたしました。

このような状況の中、昨年12月に消防団を支援する消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、長いので短くしますと「消防団支援法」が成立いたしました。そして同法は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されました。そこでこの法律の内容について、どのようにご認識されているのかご所見を伺います。

続きまして、消防団の退職報奨金・報酬・出動手当の引き上げについてお伺いいたします。「消防団支援法」を受けて、2014年度政府予算案には、消防団員の処遇改善や装備品、そして訓練の充実に一層支援するための予算が計上されております。その中の処遇改善で、退職報奨金が26年度4月から全階級で一律5万円の引き上げが盛り込まれております。本市の今後の計画をお伺いいたします。

また、報酬・出動手当に係る交付税措置額は、一般団員年額報酬3万6,500円、出動手当1回につき7,000円は据え置かれていましたが、実際の報酬支給額は一般団員が平均で6割、出動手

当については平均で約5割となっているのが現状であります。「消防団支援法」を受け、これらを引き上げるよう各自治体に条例改正を強く働きかけていますが、本市の引き上げに対するお考えを伺います。

3つ目に、消防団の新たな装備充実について伺います。消防庁は、「消防団支援法」の公布、施行を受け、消防団の装備の基準を新たに見直しました。そして本年2月7日に改正して公示しました。その基準に沿って、本市として今後どのように対処されていくのかご所見をお伺いいたします。

大きな3点目に移ります。図書館利用の促進についてでございます。

本市の図書館利用促進の取り組みについてお伺いいたします。先日、驚くべきデータを新聞記事で読みました。大学生の4割が全く本を読まないことが、全国大学生生活協同組合連合会の生活実態調査によりわかったということでございます。調査は大学生協連が昨年10月から11月、全国30の国公立大学で実施し8,930人から回答がありました。1日の読書時間——電子書籍を含みますけれども——が平均26.9分、全く読まないゼロ分と回答した学生は40.5%でした。同様の調査は2004年以降行われていて、初めて読書ゼロが4割を超えたそうであります。まさに活字離れ時代の象徴的数字ではないでしょうか。読書の必要性は今さら述べるつもりはございませんが、幼いときから大人に至るまで本に親しめるように図書館の利用促進の取り組みを本市はどのように行っているのか、その現状をお聞かせください。また、図書館の利用状況の推移はどのようにになっているのかもあわせてお聞かせください。

次に、市立図書館、学校図書館への「読書通帳」の導入について伺います。市民に読書に親しんでもらう取り組みの1つとして「読書通帳」を導入する動きが各地で見え始めております。この取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子どもを中心に市民の読書への意欲を高める効果が期待されております。

昨年9月に北陸で初めて「読書通帳」を導入した富山県立山町のシステムは、自動貸し出し機で借りた本のデータが併設する「読書通帳」機に送られ、通帳を入れると借りた本のタイトル、著者名、貸し出し日が預金通帳のように印字されるものです。自身の読書履歴が一目でわかることが読書意欲の向上につながっております。通帳は町内の小中学生には無料で贈呈し、その他の利用者には1冊100円で販売しております。平成26年1月末現在の登録者数は600名を超え、そのほとんどが町内の小学生となっており、子どもたちから好評な取り組みとして利用されているそうです。

立山町の取り組みとしての特徴は、行政と学校が一体となって進めたことが挙げられます。町内の小中学校の教員に「読書通帳」の取り組みを理解してもらい、「読書通帳」を利用して読書に挑戦する生徒を先生が励ますことで、より一層生徒の読書意欲をかき立てることになり、より高い効果が期待できます。また、立山町の場合、取り組みに賛同してもらった地元銀行に通帳制作費を負担してもらったり、地元団体から寄附を活用して「読書通帳」機を購入するなど、地元の理解と協力を得て取り組んでいることも大きな特徴であります。

現在、各自治体において図書館利用の推進を図るため、地域の特色を生かしたさまざまな取り

組みが行われていますが、「読書通帳」の導入は財政負担を抑えた効果的な取り組みの1つとして推進できるものであると考えられます。市立図書館、また学校図書館への導入についてのお考えを伺います。

最後に、大きな4つ目で、地域包括ケアシステムについてお伺いいたします。

最初に、地域包括ケアシステムの構築についてでございます。団塊の世代が75歳以上になる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現することは、超高齢社会への対応に欠かせない喫緊の課題であります。

政府の来年度予算案や今年度の補正予算には、小規模特別養護老人ホームなどの施設整備の促進や、認知症の患者、家族を支援する施策など、同システムの構築を後押しする予算が盛り込まれております。こうした予算を活用し、いかに地域に合ったシステムを築いていくのかは、本市の取り組みにかかっております。今国会には、ケアシステムの関連法案も提出されております。そこで今回の介護保険制度の改正案について、その内容の概略と大きな改正点についてお伺いいたします。

続きまして、認知症対策の推進についてでございます。今回の介護保険制度の改正案には、認知症施策の推進について、認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員の設置などが挙げられております。本市の現在の認知症対策とこれらを踏まえた今後の展開についてお伺いいたします。

3つ目に、本市の介護給付と保険料——これは第1号被保険者の保険料でございますけれども——の推移について伺います。介護保険制度は地域保険であり、住んでいる市町村が保険者として制度を実施しております。65歳以上の第1号被保険者が納める介護保険料も市町村が3年ごとに介護保険事業計画を策定し、それぞれの地域における3年間の保険給付費の見込みに基づき具体的な額を定めております。保険者である自治体ごとに保険給付費の一定割合——全国平均は18%だそうです——を65歳以上の第1号被保険者の保険料で賄うこととしております。

地域における保険料と給付水準は深い関係にあります。1号被保険者の保険料基準額は現在5期目ですが、每期ごとに上昇しているのが現状であります。このままの推移でいくと2025年の第9期計画での1号被保険者の保険料の基準額は、本市ではどの程度であると予測されているのか、3期目からの推移とあわせてお示しください。また、ご所見を伺います。

続きまして、本市の特性に応じて作り上げる地域包括ケアシステム構築について伺います。地域包括ケアシステムについては1つの正解があるものではなく、それぞれの地域の特性に応じてさまざまな姿があるものであり、ほかの地域の政策例も参考にしながら、それぞれの地域で考えて地域の自主性に基づいて作り上げていくものと理解をしております。

地域包括ケアシステム構築のプロセスは、介護保険事業計画の3年ごとのPDCAサイクルであり、2025年までに4回のサイクルを回す時間があります。一步一步進めていくことが重要だと考えます。本市の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築についてどのような形をイメー

じされているのか、また、これから取り組むに当たっての諸課題についてどのようにお考えなのか、ご所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わりにいたします。ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

〔佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇〕

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 市全体のブランドイメージを高める戦略についてのご質問にお答えいたします。

議員のご発言にございました流山市は、「母になるなら流山市」というキャッチフレーズのもと、民間のノウハウを生かしたプロモーション活動を積極的に推進することで着実に人口増加を達成しております。市を取り巻く環境は全く異なりますが、若者・子育て世代の定住対策を推進している本市にとりましても大変参考になる取り組みであると承知しております。

施政方針にもございましたように、本市の最重要課題は何と申しましても少子化・人口減少対策でございますので、「子育て上手常陸太田」の取り組みを進める視点から市のブランド化に向けた取り組み、考え方などについてお答え申し上げたいと思います。

本市ではこれまで庁内の関係課等で構成される少子化・人口減少対策プロジェクトやワーキングチームなどで議論、検討を重ねながら施策内容の充実を図るとともに、市の取り組みを市内外に広く発信するために、新聞やタウン誌、若者世代に購読されている雑誌やフリーペーパーなどに広告記事を掲載してまいりました。

また、平成24年度からは、子育て中のお母さん方の視点や民間事業者のノウハウを生かして、市の取り組み内容などを紹介するパンフレット「子育て上手常陸太田」を制作するとともに、そのデザインを活用してポスターを作成し、JR常磐線や水郡線車内に掲出したり、あるいは水戸・日立市街地を運行する路線バスや、また高速バスへのラッピング広告を掲出するといった取り組みなどを行ってまいりました。

さらに、パンフレット「子育て上手常陸太田」の制作にかかわった子育て中のお母さん方やコミュニティカフェを運営されている市民の方々を中心となって「子育て上手常陸太田推進隊」が結成され、口コミによるPR活動が展開され、それらが新聞紙上で紹介されたことなどにより、若者や子育て世代の定住対策を積極的に推進している常陸太田、子育てに優しい、子育て支援策に手厚い常陸太田のイメージが少しずつではありますが広がってきているものと感じております。

しかしながら、取り組みの成果がまだ人口指標などにあらわれてきている状況にはございませんので、「子育て上手常陸太田」の取り組みを常陸太田市民はもとより、近隣自治体住民などを対象に積極的に広報、PRを展開していく必要があると考えておりまして、今年度及び来年度において、県の震災等緊急雇用対応事業を活用した取り組みを進めることとしております。

本年度は、「子育て上手常陸太田」のマスコット「じょうづるさん」を核としたさまざまなプロモーション活動などを展開することとしておりまして、新聞報道等で既にご承知のことと存じますが、先般「じょうづるさん」の着ぐるみやポスター、チラシ、のぼりなどを制作いたしました。近く水戸市近郊などの街頭での広報活動を予定しておりまして、さまざまなイベント等に参

加し、「子育て上手常陸太田」の取り組みを内外に積極的にPRしてまいりたいと考えております。

また、来年度につきましても、「じょうづるさん」や「子育て上手常陸太田推進隊」を活用したプロモーション活動を積極的に推進するとともに、子育てに優しい常陸太田をつくる啓発事業などにも取り組むことで常陸太田市のブランド化を図ってまいりたいと考えております。

専用PRサイト設置のご質問にお答えいたします。本市の少子化・人口減少対策の取り組みにつきましては、「子育て上手常陸太田」の専用サイトを平成24年10月に立ち上げまして、市民の方々にわかりやすく当市の子育て支援に対する施策等について紹介するよう努めております。本年度の震災等緊急雇用対応事業の取り組みにより、さらに子育て中のお母さん方や市民の皆様にも、より親しまれ活用されるサイトになるよう改善を図ってまいりたいと考えております。

○後藤守議長 消防長。

[福地壽之消防長 登壇]

○福地壽之消防長 消防団の処遇改善と整備の充実拡充についてのご質問にお答えいたします。

初めに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律についてでございますが、この法律は、阪神淡路大震災や東日本大震災という未曾有の大災害の経験を踏まえ、近年多発する局地的な豪雨、豪雪や台風、地震などから住民の生命、身体及び財産を守る地域防災力の重要性が増大している一方で、少子・高齢化の進展、被用者の増加、市外勤務等の多くの住民の増加などの社会情勢の変化により、防災活動の担い手を確保することが困難となっていることに鑑み、住民の積極的な参加をもとに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全に資することを目的として、昨年12月13日に公布、同日施行されたものでございます。

なお、主な内容といたしましては、地域防災力の充実強化に関する計画の策定、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない存在である消防団の充実強化、国及び地方公共団体による消防団への入団の促進、公務員の消防団員兼業の特例、事業者、大学等の協力、消防団員の処遇、装備、教育訓練の改善等の消防団活動の強化、地域における防災体制の強化となっております。当市といたしましてもこの法律の趣旨のもと、さらなる消防団活動の充実強化に努めてまいります。

次に、退職報奨金、報酬、出動手当の引き上げについてでございますが、退職報奨金につきましては、今年度中に国で引き上げの政令改正が行われる予定になっておりますので、これに合わせて常陸太田市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の改正を26年度の早い時期に行いたいと考えております。

また、報酬等につきましては、マスコミ等で発表される地方交付税措置の基準額では、団員の年報酬が3万6,500円となっておりますが、現在当市では1万8,000円、出動手当も1回7,000円のところ1,600円と大きく下回っているところでございます。

基準となる地方交付税措置につきましては、人口10万人当たりで標準的に積算され、標準団員数は10万人当たり563人となっております。これには面積等は考慮されておられません。この基準から当市の人口で団員数を算出しますと約300人となりますが、当市は県内で最も面積

が広く、河川や山間地域があり居住地も広く点在するなど複雑な地域特性があるため、市民の生命、財産を守る団員数を定数で987人と定めており、地方交付税措置と比較しますと3倍強の団員となっております。このため、地方交付税措置の金額との差が出てきているところではありますが、今後の社会情勢などを踏まえながら、見直しにつきましても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、消防団の装備の充実についてでございますが、消防団の装備に関する基準が今年2月7日に改正され、安全のための装備、情報通信機材、救助資機材等の整備充実を図ることが定められました。当市におきましては、既に消防団員全員に対して安全ヘルメット、編み上げ長靴を支給しており、1級河川を管轄する消防団には救命胴衣の配布も行っております。また、通信機器の整備につきましては、26年度に車両積載無線機のデジタル化の整備と合わせまして、携帯無線機の整備を行うこととなっております。さらに消防団車両の更新時には、簡易的ではありますが救助資機材の整備も行っているところです。今後、当市の消防団活動の状況を踏まえて、必要な資機材につきましては計画的に整備を行い、消防力の強化と団員の安全確保に努めてまいります。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 本市の図書館利用推進についてのご質問にお答えいたします。

初めに、本市の図書館の利用推進の取り組みにつきましては、子どもを含む市民の皆さんが本に親しむことのできるきっかけとなるような各種事業を開催して読書の啓発を図っているところであります。主なものとして、毎月5回実施している幼児対象のお話し会やハンディキャップのある方への読み聞かせ会、大人のためのお話し会、図書館祭り、小学生対象の読書感想画コンクール、小学生の1日図書館員、中学生の職場体験の受け入れやブックトークなども実施しております。また、今年度新たに大学生に企画運営をしていただいて、好きな本を紹介し合う、どの本が一番読みたくなるかを競う「ビブリオバトル」を新たに実施したところであります。

特に本は幼少の早い時期から親しむことが大切でありますので、平成22年度からゼロ歳児健診のときに赤ちゃんに本を差し上げるブックスタート事業を実施しております。また、来年度から親子が気がねなく図書館を利用できる「赤ちゃんタイム」を導入することといたしております。

今後ともこれらの事業等を充実するとともに、市のお知らせ版や図書館のホームページ等で事業や本の紹介などをして、市民の皆さんが本を読む楽しさを味わうことができるよう一層の利用推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、市立図書館の利用状況の推移につきましては、平成19年度には21万3,000冊で、市民1人当たり3.5冊、平成22年度、23年度は1人当たり3.6冊、平成24年度は20万3,000冊で1人当たり3.6冊となっており、1人当たりで見ますと同程度で推移しております。

次に、市立図書館、学校図書館への「読書通帳」の導入についてお答えいたします。県では小中学生が読書に親しんで豊かな心を育むために、「みんなにすすめたい一冊の本」推進事業を実施しており、本市の小中学校では読書活動に積極的に取り組んでいるところでございます。その

際、読んだ本の履歴を記録することによって読書意欲を高めるため、手書きの読書記録カードの作成をするなどしているところでもあります。中にはパソコンで貸し出しの管理をして、借りた本の名前をプリントアウトしている学校もございます。

市立図書館や学校図書館において利用者個人ごとに借りた本の履歴が目で確認できる「読書通帳」の導入につきましては、「読書通帳」機1台の経費が約200万円から300万円程度と言われております。今後導入している図書館の状況等の調査を行い、図書館利用推進のために研究してまいりたいと考えております。

○後藤守議長 保健福祉部長。

[埴信夫保健福祉部長 登壇]

○埴信夫保健福祉部長 地域包括ケアシステムの構築についてのご質問から、初めに介護保険制度の改正案についてのご質問にお答えいたします。

改正の流れから申し上げますと、社会保障制度改革国民会議が平成25年8月6日にまとめた報告書を受けまして、社会保障審議会介護保険部会が12月20日までに9回にわたり審議を行ってまいりました。この中で、次期介護保険制度改正の方向性を示す介護保険制度の見直しに関する意見書を取りまとめたところでもあります。これを受けまして厚生労働省では、部会がまとめた意見書をもとに、次期介護保険制度改正の内容を決定し、通常国会に「介護保険法」改正案を提出しているところです。今回の制度改正案の概要につきましては、制度の持続可能性の確保を図るため、制度の充実と重点化、効率化、負担の見直しを一体的に行うものであります。

制度の充実といたしましては、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、在宅医療、介護の連携推進、認知症施策の推進、生活支援介護予防の充実を図ることとしております。また重点化、効率化として予防給付のうち、訪問介護と通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行いたしまして多様化させること、特別養護老人ホームの入所者を原則要介護3以上にすることとしております。

費用負担の見直しにつきましては、低所得者に対する保険料の軽減を図ること、サービスの利用者負担では、1割負担を一定以上の所得のある方について2割負担とすることのほか、低所得者の施設利用に係る食費、居住費を補填する補足給付の要件に一定以上の預金等の資産要件が追加される状況になっております。

次に、認知症に関する施策の推進についてでございますが、現在、当市では認知症サポーター養成講座を開催しまして、認知症に関する知識の普及、啓発に取り組んでおります。内容といたしましては、認知症の専門知識を持つ認知症介護アドバイザーにより、介護者となる家族や地域住民が認知症を正しく理解し、状況に応じて適正に対応できるよう講座を開催しているものでございます。また、相談の体制といたしましては、地域包括支援センター及び各地区の在宅介護支援センター、在宅介護支援事業所での相談、支援により対応しているところでございます。

今回の改正では、今後認知症高齢者の増加が見込まれることにより支援体制を充実することが重要であることから、各種サービスの連携支援や相談業務を行う認知症地域支援推進員及び専門委員を育成しまして、認知症が疑われる方の家庭を訪問して家族をサポートする「認知症初期集

中支援チーム」を配置し、初期の支援を集中的に行うことになっております。これらにつきましては、平成26年度に作成いたします第6期事業計画の中で十分に検討して対応していくこととしております。

次に、本市の介護給付費と第1号被保険者の保険料の推移についてお答えをいたします。

まず、介護給付費でございますが、第3期初年度の平成18年度は33億8,676万円でございますが、第4期初年度、平成21年度は38億9,117万円、第5期計画初年度になる平成24年度におきましては43億9,597万円ほどとなっております。3期計画の初年度と比較しまして、約29.8%ほどの伸びとなっておりますのでございます。

次に、第1号被保険者の保険料でございますが、基準月額保険料といたしまして、平成18年度から20年度までの第3期計画では3,650円、21年度から23年度の4期計画については同額でございました。24年度からの第5期計画では4,240円でございますので、16.2%ほどの伸びとなっております。

なお、国におきましては、高齢化の進展により2025年には、保険料基準額が現在の全国平均4,972円から月額8,000円程度に上昇することが見込まれております。本市におきます2025年の高齢者人口につきましては1万9,054人と推計しておりまして、2013年の1万6,933人と比較して2,061人、12.1%ほど増加するものと推計しております。また、介護の認定率を申しますと、現在16.7%、要介護等認定者数が2,884人であることから、現在の認定率で推移した場合、2025年の要介護認定者数は3,230人程度になるものと推計しております。

今後におきましても、介護給付費の伸びを抑え保険料の上昇を抑制するため、できる限り要介護状態の移行を防止するために介護予防の推進を図ってまいりたいと考えておりますが、2025年の第9期計画の保険料につきましては、今後における制度改正の内容が未確定であることから、現時点では推計は行ってございませんのでご理解いただきたいと思います。

次に、本市における地域包括ケアシステム構築につきましてのご質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムは、団塊の世代が75歳以上になる2025年を目標といたしまして、要介護状態になっても自宅で生活ができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の提供ができる形を作り上げていくものとなっております。地域包括ケアシステムを進めていく上で特に医療と介護の連携が重要となっておりますので、今回の制度改正において、在宅医療、介護連携の推進に係る事業が地域支援事業に組み込まれているところでございます。

本市におきましては、平成25年度より県のモデル事業といたしまして、在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいるところでありまして、現在市内の医師会、歯科医師会、薬剤師会などの協力を得ながら、医療関係業種と介護関係業種のほか関係機関からなる協議会を作りまして、お互いの顔が見える関係づくりとなる土台作りを行っているところでございます。平成26年度は在宅医療・介護の連携のための具体的な仕組みづくりのため、課題の抽出及び解決策の検討を進めてシステムの構築に取り組み、次期計画に反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○後藤守議長 深谷議員。

〔5番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○5番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございます。それでは再質問に移りたいと思います。

初めに、本市のブランド化についてであります。ご答弁で大体理解いたしました。市長と一緒に「じょうづるさん」が新聞に載っているのを見たんですけども、「じょうづるさん」の立ち位置は、いわゆる「くまモン」とか、そういった市公認のゆるキャラとしての立ち位置でよろしいのでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。いわゆるゆるキャラではなく「子育て上手常陸太田の宣伝部長」ということで、あくまでも「子育て上手常陸太田」をPRしていくためのマスコットという位置づけでございます。現在のところはそういう位置づけですけども、今後どういう形で発展していくかというのは状況を見ながらということでございます。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。ゆるキャラではなくてマスコットということありますけれども、宣伝部長ということで、本当に今後幅広く活動していただきたいなと期待しております。

ところで、若い世代の方が何かを探すときに利用されるのがスマートフォンで、そういったスマホ専用のサイトというのは非常に重要になってくると思うんです。まだ常陸太田には専用サイトがございませんけれども、今どのような状況になっているのでしょうか、お聞きします。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。まず、常陸太田市のホームページにつきましては、今年度中にスマートフォンに対応する形で作業を進めています。また、「子育て上手常陸太田」のPRサイトをスマートフォン対応にするかどうかという観点については、まだ検討中でございます。いつまでにどうなるということはお答えできないんですけども、検討はしているという状況でございます。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。スマートフォンの利用率は非常に高いわけでありまして、そこからの情報というのは非常に有効だと思いますので、ぜひとも今後取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、消防団についてでございます。消防団の処遇改善につきましては条例改正がございますけれども、新しい年度早々には取り組むということでもありますので、ぜひとも退職報奨金の件は速やかに取り組んでいただきたいと思います。

また、報酬・出動手当の引き上げについてでございますけれども、先ほどのご答弁を伺いますと、本市は5万3,000人と仮定して約300人分の交付税措置しかされていないということで、なかなか交付税単価の3万6,500円には難しいというご答弁であったと理解しております。こ

れから算定すると1万1,000円が精いっぱい、市で頑張って1万8,000円にしておりますということなのかなという気がいたしました。

そしてまた、出動手当の交付税単価は7,000円で、これも計算上の出動単価は約2,100円でいいのかなと思うんですけれども1,600円ということで若干低くなっていると。報酬もそうなんですけれども、ぜひ出動単価も速やかに努力していただきたいなど。報酬と同じような基準で考えると2,100円ぐらいまでは頑張れるんじゃないかなという気がいたします。いずれにしましても、この部分は大事な根幹になってくると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

現在、全国的に報酬がないところもあると聞いております。法律ができて、そのところも今後は報酬を出すような動きが出てきているということをお聞きしております。そしてまた、単価も上げていくという状況も徐々に増えてくると考えられますので、ぜひとも本市としてもご努力をお願いしたいと考えております。

次に、新たな装備充実についてでございますけれども、先ほど余り詳しくなかったのが残念でしたが、携帯無線機の整備を車両のデジタル化に合わせて行っていくというご答弁がございました。その携帯無線機はどのぐらいの数の整備を予定されているのかお聞きしたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。消防長。

○福地壽之消防長 来年度予算に提出させていただきましたが、1車両につき1台ということで考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。非常に少ないなという印象ですけれども、新たな装備基準でいきますとどのぐらいになるのでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。消防長。

○福地壽之消防長 今回の予算では前もってやりましたのでその数になっておりますが、新たな基準でいきますと1車両につき3台以上という形になります。しかしながら、実際に消防本部では1車両につき携帯無線1台の運用をしておりますので、同じような形で運用していきたいと考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。消防団の装備の基準の改正概要を見ますと、携帯無線機の必要配備数というのが、あくまでも書類上ですけれども、明確に「班長以上の階級にある消防団員数」ということになっております。班長以上では200名以上になるかと思うので、かなりの数になってくるなという気がしております。

また、その他救助活動用の資機材、これも詳しく載っていなくてご答弁になかったものですから、簡易的な救助用資機材の整備を行っていかれるということでもありますけれども、具体的にどういったものが整備されていくのかお伺いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。消防長。

○福地壽之消防長 先ほどお話しいたしましたのは、現在のところ簡易的な救助資機材——平バ

ールとかボルトカッター，トラロープ等が一式になって持ち運びのできるレスキューキット——を新しく更新した車両に積載しておりますが，実際に今回できました消防団の装備の基準の中ではAED，油圧切断機，エンジンカッター，チェーンソー，油圧ジャッキ等が盛り込まれておりますので，今後の整備の中で実際の運用の仕方を消防団と話し合いながら，地域によって必要な資機材を整備していきたいと考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。昨日も災害のお話がありました。やはり想定外の災害が起きるということを想定して，大規模災害に対応するためのチェーンソーとか油圧ジャッキとか，油圧カッターとか，切断機とか，山林を抱えている本市でありますので，そういった機材の充実に努めていただきたいと要望いたします。

続きまして，図書館利用促進についてでございます。研究課題ということでもありますけれども，これは前向きな研究課題でよろしいのでしょうか。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 研究課題でございますけれども，「読書通帳」の導入については，まずは導入している各自治体にどのような効果があったかを十分に精査していきたいと考えております。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。「読書通帳」の効果は非常に大きいと考えております。文部科学省でも授業委託をしているICTを活用した「読書通帳」による「読書大好き日本一」推進事業がありまして，その実績報告に，調査対象として中学校が導入したところ，学校図書館への来館者が3倍に増えたという記載があるぐらいです。このため，小中学校に無償で通帳を配布している自治体もたくさん出てきまして，夏休みになると図書館に配置された機械の前に並ぶところもあるということです。予算の関係もあるかと思っておりますけれども，予算をかけない方法でぜひとも努力していただきたいと思います。要望しておきます。

続きまして，地域包括ケアシステムでございますけれども，私もいろいろ読みまして，具体的なイメージはなかなか難しいなという気がいたしております。

その中で介護保険制度の改正でありますけれども，要支援者の予防給付の見直しが訪問介護と通所介護に限って地域支援事業に移行するというのは，ある意味サービスが低下するのではないかという危惧がささやかれるところもあります。やはり今まで長い間行っていたことを変えるというのは不安になるのが人の常だと思っておりますけれども，その辺のところをお聞きしたいんですけども，よろしく願いいたします。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○埴信夫保健福祉部長 介護保険の制度の関係でございますが，制度が始まりまして一定程度の期間が経過してくる中で，介護を受ける側の環境も若干変わってくるのかなということでもあります。現実的には，単身高齢者の増加，それから，支援を必要とする軽度の高齢者の増加の中で，地域での生活を継続するために，そういう人たちの多様なニーズに答えていくことが必要になってきたという状況だと思います。

訪問介護や通所介護につきましては、そういう中で高齢者のさまざまな生活支援のニーズ、社会参加のニーズに応えていくために、多様な主体による柔軟な取り組みによる効果的・効率的なサービスの提供、それから新しい総合事業ということで、その提供に対する事業を創設していくということでもあります。

そのような中、国では市町村において円滑な事業を実施するためのガイドラインを「介護保険法」に基づいて指針として作成する予定になっておりますので、これらのシステムができ上がりますと、今まで「介護保険」は全国一律のサービス内容であったわけですが、訪問介護や通所介護におきましては、これまでの介護事業所による既存のサービスに加え多様なサービスが提供されて、利用者についてはサービスを選択する幅が広がっていくものと考えられているところでございます。

○後藤守議長 深谷議員。

○5番（深谷渉議員） ありがとうございます。要支援者については、やはり配食とか見守り等の多様な生活支援サービスが必要であります。本当に生活支援の多様なニーズに応えるためには、介護事業所以外にもNPOや民間企業、またボランティアなどで多様な事業主体による多様なサービスを充実していくことが効果的で効率的だというご答弁だと思います。そういった理解をしております。この制度に対しての本市の取り組みを期待して、私の一般質問を終了いたします。